

と長井市議会へのさらなる進化をお祈り申し上げ、御礼の言葉といたします。

やはり締めくくりはアサンテでしょうか。まことにありがとうございました。（拍手）

○松木 満議会事務局長 渋谷様、どうもありがとうございました。

以上で、感謝状の贈呈並びに表彰状の伝達を終わります。

ここで、渋谷佐輔様、安部 隆様、宇津木正紀様のご退場なされますので、盛大な拍手でお送りくださいますようお願いをいたします。

（拍手）

（渋谷佐輔氏・安部 隆氏・宇津木正紀氏退場）

開 議

○平 進介議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

（蒲生光男議会運営委員長登壇）

○蒲生光男議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、10日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員

会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、請願第1号、議案第57号、議案第85号にそれぞれ反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案2件、人事案件3件、議会案2件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○平 進介議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第52号 財産の無償貸付の一部変更について外34件

○平 進介議長 日程第1、議案第52号 財産の無償貸付の一部変更についてから、日程第35、議案第85号 令和元年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの35件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○平 進介議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間 泰広委員長。

(赤間 泰広総務常任委員長登壇)

○赤間 泰広総務常任委員長 おはようございます。

総務常任委員会審査報告。令和元年6月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案5件及び請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第54号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市旧長井小学校第一校舎のくつろぎ・交流スペース2及びピアノの供用開始に伴い、所要の改正をするため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、設定された使用料金について、他の部屋との差額はどのような理由によって生じたものかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、部屋の面積に応じて利用料金を設定したものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ピアノの設置場所については、くつろぎ・交流スペース2に固定するののかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、ピアノについては、キャスターがついており、容易に移動することができるが、原則としてくつろぎ・交流スペース2もしくはくつろぎ・交流スペース1に置くことを想定しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬について、所要の改正をするため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、所要の改正をするため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今回の改正にかかわる使用料収入は年間でどのくらいになるかとの質疑がなされ、財政課長からは、令和元年度当初予算では、電柱などで94万5,000円を計上しているとの答弁がなされたところであります。

また、委員からは、市がお預かりした消費税については、国に納税することになるのかとの質疑がなされ、財政課長からは、仕入れ税額控除の特例により、一般会計に係る業務として行われる事業については、課税標準に対する消費税額と仕入れ控除税額等の控除税額の合計額と同額とみなすものとされていることから、納税申告の義務は生じないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、消費税自体には反対であるが、今回の条例改正については、国の制度変更に基づく準備行為と理解しており、地方自治体と国の関係という点からも、改正案には賛成しておく必要があるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 財産の無償貸付の一部変更について申し上げます。

本案は、山形鉄道株式会社に対し、鉄道用地

として無償で貸し付けている土地について、地方自治法第96条第1項第6号の規定による既決事案における無償貸付物件の内容を変更するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、地番の表記を変更したことにより、登記の際や契約上の問題が生じるおそれはないかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、土地の一部を分筆するという形はとっておらず、面積について現場で実際に測量を行い、相手方と確認をしたところであり、問題が生じることはないものと認識しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 長井市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、所要の改正をするため、提案のあったものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 消費税10%中止を国に求める意見書提出の請願について申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会、代表世話人、今泉義憲氏を請願者として提出のあったものであり、その趣旨とするところは、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げがそのまま実施されれば、国民生活への影響がはかり知れないことから、これを中止するよう、内閣総理大臣及び衆参両院議長に意見書を提出するよう求めるものです。

質疑に入り、委員からは、請願趣旨にある、実質賃金の伸び悩み、家計消費の低迷、深刻な消費不況等について、具体的な実例があれば、紹介議員からお聞かせ願いたい。また、地方における中小企業や小規模事業者等の実態についても、具体的な事例や数値など、お持ちであれ

ばお聞きしたいとの質疑がなされ、今泉春江紹介議員からは、消費税8%への引き上げ後、実質家計消費は年間25万円落ち込んでおり、実質賃金も年10万円低下しているというデータがある。中小企業などに関する具体的な数値は持ち合わせていないが、預かり金とはいえ、まとまった金額を一括で納税することは非常に大変だという声を日々お聞きしているとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、消費税のあり方については、立法府であり国権の最高機関である国会において国民の代表である衆参両議員によって審議されるべきであり、本請願については地方議会になじまない。今回の税率引き上げは、超高齢社会を支えるための財源確保を目的としたものであり、やむを得ないものとする。したがって、本請願については不採択とすべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、社会保障と税の一体改革がきちんと行われてきたのか、福祉、社会保障の課題整理が行われた上で改革が進められてきたかという点について非常に疑問を感じる。今回の税率引き上げ分を福祉、子育てに充てるということだが、一方で、歳出面での検討が十分ではない。現在の国民の暮らしの状況に鑑みると、今回の税率引き上げには反対せざるを得ない。したがって、本請願は採択すべきものとするとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第52号から日程第5、議案第56号までの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第52号 財産の無償貸付の一部変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案52号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第53号 長井市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○平 進介議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第54号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第55号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第56号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○平 進介議長 起立多数であります。

よって、議案56号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第1号 消費税10%中止を国に求める意見書提出の請願の1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、議席番号14番、今泉春江議員。

(14番今泉春江議員登壇)

○14番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江でございます。

請願第1号 消費税10%中止を国に求める意見書提出の請願について、採択賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、申し上げたいことは、請願の受けとめについてであります。憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定めており、請願は国民の基本的権利であります。また、地方自治法第99条は、地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会、関係行政庁に提出できると定めており、地方議会の意見表明権と言われ、その内容は、集团的自衛権の閣議決定の撤回、消費税の引き上げに反対する意見書など、国政の重要課題や国民の切実な要求を掲げた意見書が多く、議会で決議されています。

市民団体からの請願を1年7カ月も審議を引き延ばし、議員の任期切れで審議未了、廃案にしたり、今度の消費税請願のように、消費税は国の専権事項であり、地方議会になじまないなどと不採択にするなどは、請願権をじゅうりんし、地方自治をみずからの手で殺す自殺行為と言わなければならないと思います。

確かに、消費税について決めるのは国会です。それに対して、市民と議会が国に意見を上げるのはなじまないどころか、権利であることを明確にし、対処すべきだと思います。

次に、消費税10%増税についてです。私は、請願の趣旨は真っ当であり、議会として採択すべきだと思います。なぜならば、消費税5%から8%への増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、実質賃金も10万円も低下しています。また、消費税は、食料品やサービスにかかるため、消費支出でその割合の高い低所得者ほど負担が重くなり、格差と貧困を広げます。政府は、軽減税率を導入すると言いますが、複雑怪奇で混乱は広がるばかりです。しかもこのほど政府が発表した景気動向指数は、2カ月連続悪化です。こんなとき、消費税を10%に引き上げたらどうなるでしょうか。

各種の世論調査では、10%増税反対は約6割、賛成は約4割弱です。長井市民は、これとは逆に、増税に賛成でしょうか。私たちは、消費税10%中止の署名運動をしていますが、市民は増税されては暮らしも商売も成り立たないと悲鳴を上げています。市の経済も破綻に向かうことは明らかです。市民にとっても長井市にとっても死活のかかった問題です。こうした市民の声を生かすのが議会の役割です。消費税10%は中止すべきです。

なお、今回の市議選のときも10%増税は大問題になっていました。しかし、この増税に賛成だと公約した議員は1人もいなかったことを指摘しておきます。

消費税を上げなければ、社会保障が立ち行かないという意見があります。10%への引き上げで出てくる財源は5兆円とされています。しかし、大企業の優遇税制を是正し、中小企業並みの負担を求めれば4兆円、富裕層優遇税制の是正で3.1兆円、米軍への思いやり予算の廃止で0.4兆円、合計で7.5兆円が出てきます。こうすれば、消費税に頼らないで、その財源は出てきます。

以上を申し上げ、市民と長井市、日本全体のために、この請願をぜひ採択していただくようお願いし、賛成討論といたします。

○平 進介議長 次に、議席番号7番、浅野敏明議員。

(7番浅野敏明議員登壇)

○7番 浅野敏明議員 おはようございます。

それでは、請願第1号 消費税率10%中止を国に求める意見書提出の請願に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

政府は、6月21日の臨時閣議で、経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針を決定し、消費税率について、2019年10月に10%に引き上げることを明記しました。増税前後の駆け込み需要と反動減が経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、車や住宅の購入支援、公共事業の増額など、総額2兆円規模の経済対策を適切に執行するとしています。

消費税10%への引き上げについては、2012年6月、民主、自民、公明の3党合意に基づき、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる法案が衆参院本会議において賛成多数で可決、成立しました。その後、消費税10%への引き上げについては、2017年4月に先送りされ、2016年11月、景気減速の懸念から消費税の引き上げ時期を2年半再延期するための法案が衆参院本会議において賛成多数で可決、成立し、2019年10月1日からの引き上げが決定されたものです。

現在、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている状態にあり、現役世代の人口減少と相まって、高齢者の増加は医療費を初めとする社会保障費を増大させています。このふえ続ける社会保障費の財源を確保するための消費税引き上げであり、やむを得ないものであると考えます。

さらに、消費税引き上げによる増税分は、将来世代の負担軽減策とする赤字国債の抑制、少子化対策とする幼児保育、高等教育の無償化や社会保障の充実、国土強靱化対策などの財源とするものでございます。少子化対策では、低所得世帯のゼロから2歳の保育無償化、全世帯の3から5歳の幼児教育・保育無償化や、低所得世帯の大学など高等教育の無償化を恒久措置とするものです。

また、消費税引き上げの対策として、生活を営む上で必要とされる酒以外の飲食料品や定期購読の新聞は消費税率8%のままで軽減税率が適用になります。さらに、期限つきであります。キャッシュレスで買い物をした場合の5%の還元、低所得世帯やゼロから2歳児を抱える家庭に対してプレミアムつき商品券発行など、景気対策や家計の負担軽減策が施されていると考えます。

このように、国会で決定された消費税引き上げであり、その方針に基づき、消費税率の改定に伴う関連条例の一部改正について、本定例会において提案され、審議されております。関連条例の一部改正については、各常任委員会において全て原案のとおり可決すべきものと決定されております。

本来、消費税のあり方や税率については、国会において国民の代表として選ばれた衆参院国会議員により審議されるべきものであると考えます。

以上の意見と理由により、請願第1号 消費税10%中止を国に求める意見書提出の請願につ

いて、反対意見といたします。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます、私からの討論といたします。

○平 進介議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第1号について総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○平 進介議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美委員長。

(金子豊美文教常任委員長登壇)

○金子豊美文教常任委員長 文教常任委員会審査報告。

令和元年6月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案5件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第57号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 長井市